



教県第1029-2号
令和5年10月6日

各市町村教育委員会教育長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に関する妊娠中の女性職員への配慮等に係る取扱い
の廃止について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関する妊娠中の女性職員への配慮等に係る取扱いについては、令和5年4月17日付け教県第84-2号「『妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）』の一部変更について」に基づき、各学校において、適切な対応をお願いしているところですが、このたび、文部科学省から、令和5年9月25日付け事務連絡により、当該措置の令和5年10月1日以降の取扱いについて、別添写しのとおり、通知がありました。

つきましては、別添写しの通知の趣旨を鑑み、この取扱いを廃止することとしましたので、各市町村教育委員会におかれましては、適切に対応するようお願いいたします。

令和5年4月17日付け教県第84-2号の通知は、令和5年9月30日限りで廃止します。

なお、職員から母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健連絡カード」という。）が提出された場合には、事務の取扱いについて、引き続き下記のとおり適切に処理するようお願いいたします。

記

- 1 母健連絡カードの「4. その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置（在宅勤務を含む。）」に○が付された場合、職員との話し合いのもと、校務に支障がない範囲で「通勤緩和休暇」の措置を講じること。
- 2 母健連絡カードの「作業の制限」に○が付された場合、職員との話し合いのもと、校務に支障がない範囲で「学校内での勤務内容の配慮」の措置を講じること。
- 3 母健連絡カードの「指導事項」の「休業」に○が付された場合、「病気休暇」の措置を講じること。

担 当：県立学校人事課学事担当 天野
電 話：048-830-6735

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る今後の取扱いについて、厚生労働省から周知された旨、総務省から事務連絡が発出されましたので送付いたします。

事務連絡
令和5年9月25日



各都道府県・指定都市教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る今後の取扱いの周知について

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づく新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置については、令和5年4月10日付け事務連絡により、その適用期限が令和5年9月30日まで延長された旨を周知したところです。

このことについて、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付け変更されたこと等を踏まえ、当該措置に係る今後の取扱いについて、厚生労働省から周知された旨、総務省から別添のとおり事務連絡が発出されておりますので、送付いたします。

つきましては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）第13条第1項に基づき、引き続き、母胎又は胎児の健康保持に影響があると医師等により指導を受けた場合には、事業主は保健指導又は健康診査に基づく必要な措置を講じる必要がありますのでご留意ください。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して周知を図っていただくようお願いいたします。

【連絡先】

（教育委員会事務局職員に関すること）

文部科学省 初等中等教育局

初等中等教育企画課地方教育行政係

（電話）03-5253-4111（内線4676）

（学校の教職員に関すること）

文部科学省 初等中等教育局

初等中等教育企画課教育公務員係

（電話）03-5253-4111（内線2588）

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 22 日

各 都 道 府 県 総 務 部
(人事担当課・安全衛生担当課扱い)
(市町村担当課・区政課扱い)
各 指 定 都 市 総 務 局
(人事担当課・安全衛生担当課扱い)

} 御中

総 務 省 自 治 行 政 局 公 務 員 部
公 務 員 課
女 性 活 躍 ・ 人 材 活 用 推 進 室
安 全 厚 生 推 進 室

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る今後の取扱いの周知について

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づく新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置については、令和 5 年 3 月 31 日付け事務連絡により、その適用期限が令和 5 年 9 月 30 日まで延長された旨を周知したところです。このことについて、新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置付け変更されたこと等を踏まえ、当該措置に係る今後の取扱いについて、厚生労働省より別添 1 のとおり周知されました。つきましては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項に基づき、引き続き、母胎又は胎児の健康保持に影響があると医師等により指導を受けた場合には、事業主は保健指導又は健康診査に基づく必要な措置を講じる必要がありますのでご留意ください。

参考までに、厚生労働省より各都道府県労働局宛てに発出された通知（別添 1）及び当該措置に関するリーフレット（別添 2）を送付します。

各都道府県の市区町村担当課におかれましては、都道府県内市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等にも、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】総務省自治行政局公務員部

公務員課（勤務時間・休暇制度に関すること）

電 話 03-5253-5544

女性活躍・人材活用推進室（在宅勤務・テレワークに関すること）

電 話 03-5253-5546

安全厚生推進室（安全衛生に関すること）

電 話 03-5253-5560

雇均雇発 0914 第 1 号
令和 5 年 9 月 14 日

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局
雇用機会均等課長
（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金等の終了及び今後の母性健康管理措置の周知について

令和 2 年 5 月 7 日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置及び当該措置に係る助成金（以下「コロナ母健措置助成金等」という。）については、経過措置として、令和 5 年 9 月 30 日まで延長したところであるが、新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和 5 年 5 月 8 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づけることとされる等の取扱いの変更が行われたところである。

こうした諸般の事情を踏まえ、コロナ母健措置助成金等については、経過措置で定めた令和 5 年 9 月 30 日をもって終了することとしている一方、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号）（以下「男女雇用機会均等法」という。）第 13 条第 1 項に基づき、引き続き、母胎又は胎児の健康保持に影響があると医師等により指導を受けた場合には、事業主は保健指導又は健康診査に基づく必要な措置を講じる必要があることから、母性健康管理措置について、改めて事業主等に周知徹底を図る必要がある。

今般、本省においては、関係団体等に対し、別添のとおり、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金等の終了及び今後の母性健康管理措置の周知への御協力について、傘下会員等への周知を依頼したところである。

雇用環境・均等部（室）においては、別紙リーフレットを活用し、各種会合や報告徴収等あらゆる機会を通じて、コロナ母健措置助成金等の終了及び男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置について周知徹底を図るとともに、各局のホームページにおいて、厚生労働省の「女性労働者の母性健康管理等について」のホームページに移動するリンクを貼るよう御協力をいただきたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に感染するリスクに起因して母体又は胎児の健康保持に影響があると考えられる症状等が現れた場合のコロナ母健措置助成金等の終了後の対応については、別紙 Q&A を作成しているため適宜活用されたい。

併せて、両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金については、令和5年度内にすべての申請に対して支給又は不支給決定を行い、その支給事務を終了するよう確実な進行管理により徹底されたい。

【女性労働者の母性健康管理等について】（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金等の終了及び今後の母性健康管理措置の周知についての Q & A

令和 5 年 9 月作成

Q 助成金の終了に伴い新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が終了した後は、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関するストレスで母体又は胎児の健康保持に影響がある場合に母性健康管理措置の対象とならないのか。

A 助成金が終了することに伴い、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 9 年労働省告示第 105 号。以下「指針」という。）に定める「新型コロナウイルス感染症に関する措置について」の規定については失効するものの、新型コロナウイルス感染症に感染するリスクに起因する不安、不眠、落ち着かないなどの症状について母体又は胎児の健康保持に影響があるとして医師等が妊娠中の女性労働者に指導を行った場合には、母性健康管理措置に基づき、事業主は引き続き時差通勤、勤務時間の短縮、休憩時間の延長、休憩の回数の増加等の必要な措置を講じなければならないことについて変わらない。

【参考】妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成九年労働省告示第百五号)(抄)

2 事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の女性労働者の母性健康管理上の措置

(1) 妊娠中の通勤緩和について

事業主は、その雇用する妊娠中の女性労働者から、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産師(以下「医師等」という。)により通勤緩和の指導を受けた旨の申出があった場合には、時差通勤、勤務時間の短縮等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による具体的な指導がない場合においても、妊娠中の女性労働者から通勤緩和の申出があったときは、担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等適切な対応を図る必要がある。

(2) 妊娠中の休憩に関する措置について

事業主は、その雇用する妊娠中の女性労働者から、当該女性労働者の作業等が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等により休憩に関する措置についての指導を受けた旨の申出があった場合には、休憩時間の延長、休憩の回数の増加等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による具体的な指導がない場合においても、妊娠中の女性労働者から休憩に関する措置についての申出があったときは、担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等適切な対応を図る必要がある。

(3) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置について

事業主は、その雇用する妊娠中又は出産後の女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき、医師等によりその症状等に関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をとりその判断を求める等により、作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の必要な措置を講ずるものとする。

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援に関する助成金（両立支援等助成金）」等は9月30日で終了します

母性健康管理措置は継続します

厚生労働省は、妊娠中の女性が新型コロナウイルス感染症に感染するのを防ぐため、「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」等を延長して実施してきましたが、2023（令和5）年9月30日をもって終了します。

■両立支援等助成金

（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等から休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた企業に対する助成金です。

- ・助成金の利用には、9月30日までに満たすべき要件があります。詳細はこちらをご確認ください。
- ・申請期間：11月30日まで



詳細

母性健康管理措置は継続しています

助成金が終了した後も、母胎又は胎児の健康保持に影響があると医師等により指導を受けた場合には、母性健康管理措置に基づき事業主は休業等の必要な措置を講じなければなりません。

＜母健連絡カードを記入される医師の皆さまへ＞

10月1日以降は母健連絡カードの特記事項に「新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的ストレス」と記載する必要はなく、「措置が必要となる症状等」の欄のうち「妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど」の症状を選び、必要な指導事項の措置を記入してください。



母性健康管理措置

■保健指導または健康診査を受けるための時間の確保

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導または健康診査を受診するために、必要な時間を確保できるようにする必要があります。

■指導事項を守ることができるようにするための措置

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導または健康診査を受けた結果、医師等から指導を受けた場合、その指導に基づく必要な措置*を行う必要があります。

※母性健康措置の例

- ・妊娠中の通勤緩和
- ・妊娠中の休憩に関する措置
- ・妊娠中または出産後の症状等に対応する措置

このほか、妊娠中および出産後の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。



ひとくらし・みらいのために

厚生労働省

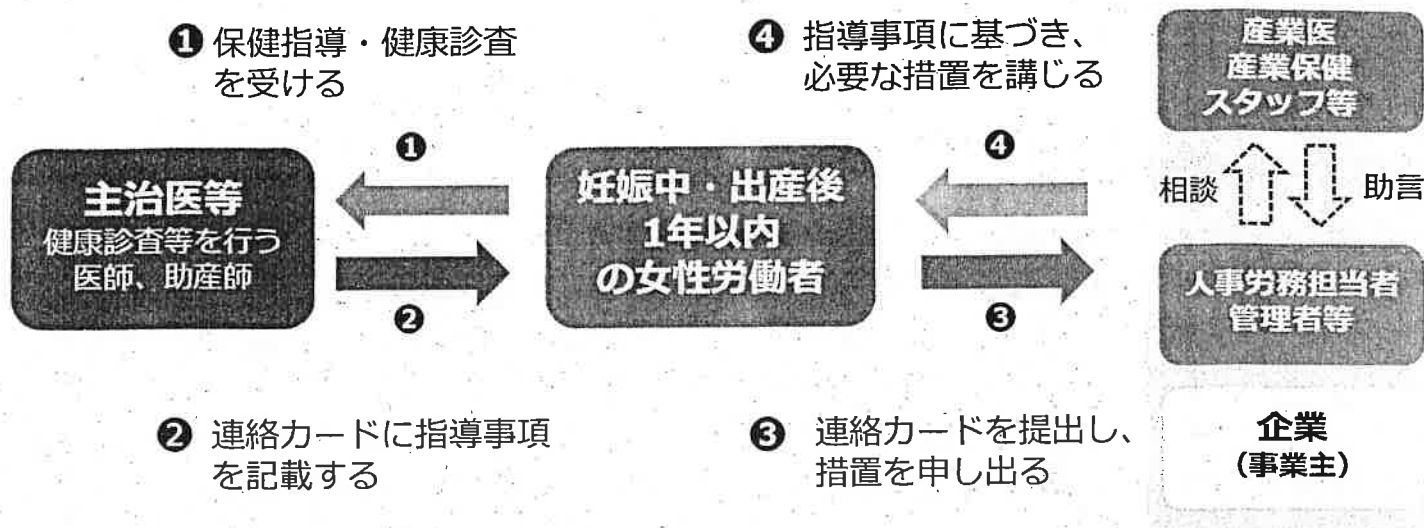
都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

妊産婦の皆さま

医師などから指導があった場合は、母健連絡カード※に記載してもらい、事業主に提出してください。

※母健連絡カードは厚生労働省ウェブサイトや「働く女性の心とからだの応援サイト」からダウンロードできます。また、母子健康手帳にも様式が記載されている場合がありますのでご活用ください。

母健連絡カードの活用方法



※措置の具体的な内容は、産業医等の助言に基づき、女性労働者と話し合って定めることが望ましいものです。

[参考]

■働く女性の心とからだの応援サイト - 妊娠出産・母性健康管理サポート -

https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/index_bosei.html



■女性労働者の母性健康管理等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html



- 男女雇用機会均等法で、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする解雇等不利益取扱いは禁止されています。
- 職場でのいわゆるマタニティハラスメントには、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付けられています。
- 母性健康管理措置を講じてもらえない等の場合は、以下の都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へご相談ください。

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-306-1860	静岡	054-252-5310	島根	0852-20-7007	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-6893-1100	愛知	052-857-0313	岡山	086-224-7639	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7357	三重	059-261-2978	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3527	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-222-8446
福島	024-536-2777	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-4630	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4403
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-0221	兵庫	078-367-0700	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-223-0551	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4763		